

廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、原油価格や物価の高騰の影響を受ける廿日市市内の運輸事業者（ただし、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の営業許可を受けている者。以下「事業者」という。）に対して、燃費向上による輸送コストの負担軽減及びCO2削減による環境負荷の軽減を図るため、エコタイヤ等（エコタイヤ、再生タイヤ）の導入を支援することを目的とし、予算の範囲内において、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 広島県が実施する運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援事業支援金交付要綱（令和4年7月21日施行）（以下「県要綱」という。）第7条に規定する交付決定を受けた事業者であって、かつ、同要綱第8条に規定する取り消しを受けていない事業者
- (2) 廿日市市内に本店又は主たる事業所を置く事業者
- (3) この要綱第5条に規定する申請から起算して1年以上廿日市市内で事業を継続する意思がある者
- (4) 県要綱に係る補助を除き、同一費目について、国、県、市町及び各種産業支援機関等が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者
 - (2) 国税及び地方税を滞納しているもの。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会実行委員長（以下「実行委員長」という。）が補助金を交付することが適当でないとする者
- （補助対象経費）

第3条 県要綱第3条に規定するエコタイヤ等（エコタイヤ、再生タイヤ）とする。

（補助率及び補助金額）

第4条 補助金の額は、県要綱第6条に規定するエコタイヤ等導入内訳書に記載の各車両ごとの取得価格（税抜き）合計の3分の2（千円未満は切捨て）から、県要綱第7条第1項の交付決定額を減じた額とする。

2 前項に規定する補助金の上限は100万円とする。

3 この要綱による補助金の交付は、同一補助対象者に対して1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、実行委員長の指定する期日までに、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業の開始日、主たる事業所等の所在地、納税地及び事業内容を確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書、個人事業の開業届等）の原本又は写し
- (2) 公益社団法人広島県トラック協会に申請した県要綱第6条に規定するエコタイヤ等導入内訳書の写し、運送事業の許可証の写し、取付車両の車検証の写し及び預金通帳口座名義記載ページの写し

(3) 公益社団法人広島県トラック協会から通知のあった県要綱第7条第2項に規定する交付決定通知の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第6条 実行委員長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条に規定する申請書兼請求書をもって補助金の請求とする。

3 実行委員長は、第1項の規定により補助金の交付決定をした場合は、速やかに指定された金融機関口座を通じて補助金を交付するものとする。
(変更承認の申請等)

第7条 交付決定者は、申請の内容を変更しようとするとき（実行委員長が軽微なものと認めた場合を除く。）は、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金交付変更申請書（別記様式第4号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、遅滞なく実行委員長に提出し、その承認を得なければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金中止承認申請書（別記様式第5号）を遅滞なく実行委員長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更の承認等)

第8条 実行委員長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金変更等承認通知書（別記様式第6号）

により、承認することが不適當であると認めるときは、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金変更等不承認通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第9条 実行委員長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことのできるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 県要綱第8条に規定する交付決定の取消しがされたとき
- (4) その他実行委員長が不適當と認めるとき

2 実行委員長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（別記様式第8号）により、補助金の交付を受けた者へ通知するものとする。

（補助金の不正受給等への対応）

第10条 実行委員長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、廿日市市運輸事業者に対するエコタイヤ等導入支援補助金返還命令書（別記様式第9号）により、補助金の交付を受けた者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から20日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 第1項の補助の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 実行委員長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第11条 実行委員長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告させ、又は指定する職員にその事務所、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(書類の整備)

第12条 申請者は、補助事業に係る収支を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、令和5年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。）を経過しないものについては、財産管理台帳その他関係書類を作成し、当該処分制限期間を経過する日まで保管しなければならない。

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月27日から施行する。